

第8回会合における質問事項への回答

資料10-4

番号	質問者	質問内容	回答内容
1	大谷構成員	質問 「放送と同様の効用」について、インターネット活用業務を必須業務化することによって国民・視聴者に対し、どのような効用があるのかをNHKの言葉で教えていただきたい。災害や教育コンテンツ等が例として挙がっておりイメージしやすいところだとは思いますが、加えて、放送がネットかといった伝送路に関わらず、NHKが視聴者の声に耳を傾けることが必須業務となれば、情報空間全体の批評・批判について適切に対応することが効用として思い浮かぶところ。	【執行部】 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、NHKに一定の役割を期待していると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 「視聴者・国民がNHKに求めているものは何か」という期待・要請の中で今、必須業務を行っているが、これをネット空間でも行っていくということである。
2	大谷構成員	質問 これまではネットが放送の補完をしていたところ、今後は放送がネットの補完をする相互作用も考えられるが、必須業務とすることの意味について、国民・視聴者や競合事業者等、競争の観点から問題意識を持たれている人に対して、どのような説明をすれば分かりやすいと考えるか。	【執行部】 「情報空間の参照点」の提供と並んで重要な点として、「信頼できる多元性確保」への貢献を掲げさせて頂いた。 資料9頁に書かせて頂いた通り、この役割は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多角的な切磋琢磨によって実現できるものと考えている。 よって、11頁に示した通り、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」を基本とし、「放送と同様の効用で態様が異なるもの」を限定的に提供し、全体について、放送同様、公平性確保・多角的論点提示等の規律がかかるものだと考えている。
3	大谷構成員	質問 資料8-1のp11について、サービス領域が横長に拡大する反面、縦方向には縮小されており、インターネット活用業務の必須業務化によって財源を拡大するというよりは、同じ程度の財源でサービス領域を広げていこうとしているのか、その点NHKの意図を確認したい。	【執行部】 三位一体の改革に基づき、これから大幅な減収が予定されているほか、必須業務となっても、財源が増加していくようなものではないと認識している。 NHKに最も求められている「正確な情報」「多様な番組」「信頼できる情報空間の参照点」といった内容により純化して、業務を行っていく考えである。ネットにおいても放送においても、質を向上させることで、NHKの情報空間における価値を高めた。
4	林構成員	意見 資料8-1のp19のガバナンスの在り方については、前提として競争ルールの在り方とネット規律の在り方の話に分けて考える必要があるが、ステートエイドの問題が抜きがたい。競争ルールについては、民放連や新聞協会の懸念は競争のイコールフィッティングという点で私も非常にわかる。競争ルールの整備や運用について、現状お示しされている協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省に認可制度にかからしめることが必要。 他方、p11のネット規律についてはガバナンスへの考えとは逆に、公共放送の自覚と責任において、ネット上のコンテンツに放送の規律を当てはめるのではなく、自主・自律にゆだねるべきと考えている。ただし、ガイドラインのバージョンアップは必須。法律上の手当てをすると拡大解釈されるおそれもある。	—
5	林構成員	意見 また、毎年度又は複数年度において例えばインターネット放送市場検証会議のような形で、定点観測としてレビューを行う必要がある。	—

番号	質問者	質問内容	回答内容
6	落合構成員	質問 競争規律に関わる部分については、NHKから十分な説明があったとは思わない。具体的にどのように進めていくのかという準備ができていないと感じた。どのような組織内の体制を整備し、どのような基準で進めていくことを想定しているか、明確にご説明頂きたい。	【経営委員会】 仮に必須業務化した場合、インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等について評価する機関は、第三者性・中立性を確保し、適正な評価のできる組織にすべきである。NHKが自律的に評価する組織を設置する際は、インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等についての評価にあたり、現行制度では経営委員が個別の番組へ干渉することはできないと規定されていることなどをふまえて、評価する機関の具体的な仕組み、業務を検討する必要があると認識している。 【執行部】 (経営委員会の監督のもと)新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、NHK自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、欧州の「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。現在、執行部には「インターネット活用業務審査・評価委員会」と呼ばれる専門委員会を置き、計画策定の前後に一定の評価を行っている。このような取り組みの蓄積も活用できると考えている。)
7	落合構成員	質問 資料8-2の新聞協会の意見の中にも「NHKの説明が必要」だとして、競争ルールと料金体系についてどうするのか書かれていたところ。おそらくアプリダウンロード等の一定の視聴者の積極的行為を契機とする課金制であろうかと思うが、できるかぎり明確に、料金体系についてどう考えているのか明確に説明していただきたい。業務ごとに異なる場合には業務ごとに、無償か有償か、また有償な場合にはどのような課金額の算定を想定されているか。	【執行部】 現時点でお示しさせて頂いたのは、20頁以降にあるように、「放送の同時配信・見逃し」(地上放送を想定)について、負担の公平性・端末等環境の同等性が満たされる際には、同水準の負担をお願いすることになるのではないか、というもの。よって、当然に、多機能端末であるスマートフォンを保有するだけで契約をお願いするようなことは入らない。他方、いわゆる「課金制」と認識できてしまうことは、公共放送の本旨と相容れないものと考えている。
8	落合構成員	質問 また、その際、財源の論点も重要になってくると思う。例えば、以前の会合で、民放への協力に対する資金として広告収入を得ていくことも将来的には考えられるのではないかという発言をしたが、広告収入についてどう考えるのか。さらに、国際放送についても国内放送と同様に考えていくのか。特に広告収入について質問を詳細にすると、本来的な財源というよりは、民放への協力をするための財源として、広告料を使うことによってプロミネンスとの関係を踏まえたエコシステムの構築のため、という観点からどうお考えかを伺いたい。	【執行部】 論点としてはあり得ると考えるが、広告財源と受信料財源は、放送の二元体制のコアであり、ご指摘のようにエコシステム全体から考えるべきものと思っている。
9	落合構成員	意見 ネット規律については、一定程度NHK側の裁量を認めていくという林構成員のご意見の方向もありうるものの、現実には民業に対する影響を考えないといけない場合が多いと思うので、新たな業務を行う場合の手続全体としては、民業圧迫を考慮した競争観点でのレビューにより、NHKの業務の拡大に対する制約もかからざるをえないため、多くの場面ではNHK側の裁量だけではなく、十分な弊害防止を確認しつつ進めていくことになるのではないかと考えている。	ー

番号	質問者	質問内容	回答内容
10	落合構成員	質問 NHKオンデマンドについては、放送の二次利用サービスとして開始されたという経緯があるが、ネットの普及の中で特に若年層など同時性を重視しない視聴方法も多くなっているところ、オンデマンドの効用をどう考えているか。オンデマンドは地域性だけではなく日本全体の文化の保存の役割も果たすコンテンツ配信なども含まれていると思う。そのため、オンデマンドについて引き続き任意業務で実施するのか、必須業務とすることを考えているのか、競争状況への認識も踏まえて、回答いただきたい。	【執行部】 NHKプラスの見逃しサービスも含め、放送の厳密な“同時性”を超えた大きなニーズが「オンデマンド」にあるのは承知している。お尋ねの件は、有料業務である「NHKオンデマンド」のことだと思われるが、こちらについては、同種業務が市場に数多くあることもあり、市場競争に配慮しつつ、現在の形で継続・強化すべきと考えている。収支の改善があれば、関係者の知的貢献への還元等も行えることから、これによって、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与したい。 なお、現在も無料でやっている（市場性が低く）公共性の高いアーカイブの公開等は、別途引き続き行いたい。
11	落合構成員	質問 理解増進情報について、なし崩し的な拡大に対し強い懸念が示されているところではあるが、例えばニュース防災アプリなど現在無料で提供されているものについて、放送と同一の情報ととらえられているのか。「放送と同一の情報」と「理解増進情報」との関係はどう考えているのか。	【執行部】 現在、「理解増進情報」とは、「放送番組の理解増進情報」となっている。このため、個別放送番組と結びつくネットコンテンツ等が理解増進のために制作、提供されている形となっている。放送が必須業務であることから、これにネットから誘導を図る効果は存在しており、一定の評価はできるものと思っている。 他方、ここで申し上げた、放送と同一の情報内容を多元提供する「報道サイト」等は、それ自体が公共放送のミッションであることを想定している。よって、サイト、サービス全体で公平性を確保し、多角的論点を提示するもので、個別放送番組の理解を促すコンテンツ群が増えていくようなことにはならないと認識している。
12	落合構成員	質問 理解増進情報については、NHKインターネット活用業務実施基準の下で行われ、強い批判が出ているところではあるが、NHKとしてどのような評価をしているのか。また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信について、需要等を踏まえてどのように考えているのか伺いたい。	【執行部】 インターネット実施基準のもと、インターネット実施計画に基づき適切に実施していると考えている。関連しないコンテンツについては、そもそも配信は認められていないところである。 他方で、ネット全体で見た場合に、もっと純化すべきではないか、という声があることは承知している。上記の間（11）のように、「理解増進情報」ではなく「必須業務」となることで、公共放送のミッションそのものを体現する、引き締まったものになると考えている。
13	瀧構成員	質問 理解増進情報の定義については、①今流れている放送番組に対する理解を増進するもの、②公共放送の存在に対する理解を増進するもの、③それ以外のものが存在すると考えているが、②について、NHK+が有料のストリーミングサービスとして捉えられるようになったときに、NHKニュースなどのネット配信コンテンツがPayWallの手前ではなく向こう側にあるものとする、という考えもあり得るところ、どう考えているのか。	【執行部】 今回のプレゼンテーションで示した「報道サイト」等については、ご指摘のような考え方は十分あり得ると思っている（なお、有料料金とは考えていないため、「ペイウォール」ではないと思われる）。 他方で、負担の公平性・端末等環境の同等性が満たされる際には、同水準の負担をお願いすることになるのではないかと考えており、どのようなバランスが適切かは、実態を見て考えることが重要ではないかと思う。しかし、繰り返しになるが、ご指摘の論点は、公共放送の本旨に照らしても、重要だと考えている。
14	瀧構成員	質問 資料p25のように、様々な多元性確保に貢献するものについて、正しい情報のための公共財のような役割を果たすことが好ましいと思っているが、それを進めるという場合にNHKは人やお金など具体的に何を提供するのか、具体的な構想についてもう少し言及してほしい。民放や新聞のどのようなサービスと競合するのか、またどのようなところが協調領域になるのかという点を明確化したいという趣旨。	【執行部】 今回お示したように、ジャーナリスト、エンジニア等の人的貢献、制度検討等の知的貢献のほか、「編集」に関わらない部分についての協調領域は幅広くあると思われる。
15	内山構成員	質問 現在の190億というネット活用業務の規模について、NHK+とNODは基本は放送番組の素材の転用すなわち共通費に該当するものが主と思われるが、共通費ではないネット業務の純然たる追加費用はどの程度か。また、この先どれくらいの規模を見込んでいるのか。	【執行部】 情報財の配賦計算は容易ではないが、2023年度予算では、常時同時配信等業務に65億円、その他のニュース発信等に102億円となっている（国際が30.4億）。 今後どのような会計上の計上となるかにもよるが、追加費用が増加していくような認識は持っていない。

番号	質問者	質問内容	回答内容
16	内山構成員	質問 仮に民放ローカルが、ニュース番組のリアルタイム配信の出口にNHK+を検討した場合、NHKとしては協力が可能か。	【執行部】 提供の仕組み自体はニュートラルなものであり、技術的には可能と考える。二元体制の維持・強化のため、ご協力できることはぜひ行いたい、広告財源と受信料財源というエコシステム全体から考えるべきテーマだと考えている。
17	内山構成員	質問 ネット業務が必須業務化した場合に、「あまねく義務」はどのような実務としてかかると考えるか。実務者側としてどのようなことが考えられるか教えていただきたい。	【執行部】 重要な論点と考える。ネットは原理的にベストエフォートの技術であることから、その点を踏まえつつ、一定のサービスレベルを確保する取り組みが必要と考える。海外公共放送では、アクセスが大きいことが想定される際、サーバーの増強を行う等の措置をしていることを承知している。
18	内山構成員	質問 ネットを使った国際展開については、どう考えているか。(ユーザー(在外法人と外国人)とB2B(日本のコンテンツとIPホルダーに対して)協力の二面においてどう考えているか。)	【執行部】 インターネットを使った国際展開については、海外での日本理解の促進と在外邦人への情報提供の観点の双方から重要であると考える。 2015年度から、国際放送、そのネット展開の拡充は実施したが、現在では海外ではOTT、SNSでの提供が浸透している。各地の個別事情を踏まえつつ対応を行い、その際には、外部プロダクションが制作したコンテンツ等についても、しっかり発信をサポートしていきたい。
19	曾我部構成員	意見 NHKから多元性の確保について必須業務として取り組むというステートメントがあったが、現行法ではそのような点は挙げられていないと思うので、するのであれば放送法にNHKの目的として書き込んでしかるべき。	—
20	曾我部構成員	質問 ネット業務を必須業務として取り組むのであれば、より体系的・計画的な取り組みが必要になる。ファクトチェックやオリジネーター・プロフィール技術についても何か事案があってから取り組むという印象であるところ、本来はNHKが戦略を持って施策を考えていくということがあるべき姿。個別への案件への対応ではなく、より体系的に何か取り組むということを考えているか。	【執行部】 現在は、上記の先生のご意見のように、必須業務とはなっておらず、体系的な取り組みまでは至っていない。方向性について、視聴者・国民のご了解をいただければ、ぜひそのように進めて参りたい。
21	曾我部構成員	質問 p11の理解増進情報について、「放送と同様の効用があるもの」と事実上対応していると思われるものが理解増進情報と考えられるところ、新しい制度に移行したときに、理解増進情報は廃止となり、「放送の効用と同様のもの」に衣替えすることになると思うが、現状の理解増進情報と同様に歯止めがないという指摘がなされることが考えられる。その場合、p18の一般的なガバナンスの中で歯止めをかけていくことが考えられるが、個別の番組への指摘など経営委員会でガバナンスをかけることは難しいところ、別のガバナンスが必要となるのではないか。	【経営委員会】 インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等についての評価にあたり、現行制度では経営委員が個別の番組へ干渉することはできないと規定されていることなどをふまえて、評価する機関の具体的な仕組み、業務を検討する必要があると認識している。 【執行部】 (現在でも、個々の波の規模、音声波・国際放送の規模、コンテンツのあり方等については、経営委員会の制度下で審議され、決定されている。範囲についてが問題となるが、これについては、(経営委員会の監督のもと)新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、NHK自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、欧州の「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。)
22	曾我部構成員	質問 NHKアーカイブについて、社会的に効用の高いものと思われるところ、新しい制度のもとでどのように位置づけられていくと考えているのか。	【執行部】 NHKアーカイブ・アーカイブ有料提供事業については、同種業務が市場に数多くあることもあり、市場競争に配慮しつつ、現在の形で継続・強化すべきと考えている。収支の改善があれば、関係者の知的貢献への還元等も行えることから、これによって、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与したい。 なお、現在も無料で行っている(市場性が低く)公共性の高いアーカイブの公開等は、別途引き続き行いたい。
23	長田構成員	質問 今後、ネット業務が必須業務化したときには、NHK+で地上派のすべての番組を流す方向で考えられているのか。また、BSの番組についてはどう考えているのか。	【執行部】 今回の提示は地上波を念頭においており、なるべくすべての番組を流していきたい。BSについては、これからの課題だと考えているところである。

番号	質問者	質問内容	回答内容
24	穴戸構成員	質問 「放送と同様の効用」とは何かということについては、個別のサービスや案件に基づいた説明があるべきであるところ、その前提としてまずNHKが何を指して向かっていこうとしているのかが分からない。デジタル化が進み、ネット業務が必須業務化する中で、どのように進めていくのかを示してほしい。また、どのタイミングで示していただけるのか。	【執行部】 全体を説明しようとするために、抽象度が高くなってしまったことをお詫びする。 NHKとしては、必須業務化を通じ、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 11頁に示した通り、放送同様、公平性確保・多角的論点提示等の規律のもと、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」を基本とし、「放送と同様の効用で態様の異なるもの」を限定的に提供したい。法体系が見えないなかで明確なお答えは難しいが、来年度からの中期経営計画に向けて、一定の方向性は示したい（以下、現時点の仮案である）。 必須業務における、基本的な考え方の執行部イメージは、以下の通り。 * 必須業務化＝ネットのみ接触層に放送と同様の価値・"効用"を提供（放送同様、行わなければならない業務） ・「安全・安心」「あまねく伝える」を重視、社会の基本的な情報を多角的に伝え、公共放送として果たしてきたメディアの役割を果たす ・デジタル情報空間の課題に向き合い、価値判断に資するコンテンツを発信する ・デジタルの特性を生かして展開し、同時に放送サービスの進化にもつなげる ・最も大切なのはコンテンツであり、取材・制作力の強化が第一である
25	穴戸構成員	意見 必須業務については、はるかに重い責任や規律がかかっているところ、従来の規律やガバナンス体制のままで十分かが問われている。従来のガバナンス体制のままでよいというのであれば、どのような改革を考えているのか具体的に示していただかなければ、外からの規律が必要ということになってしまう。	－
26	穴戸構成員	質問 また、現在は政府からの強い力が及ばないよう経営委員会制度が採られていると思うが、このWGでの議論の温度感が経営委員会にきちんと伝わった上でご判断いただけているのかが分からない。WGの場で経営委員会からお話しいただけるのか教えてほしい。	【経営委員会】 WGでの議論については、執行部からつど報告を受けている。今後の議論についても注視していく。
27	山本主査代理	質問 資料p11には放送同様の自律型モデルが望ましいと書かれているが、ネット活用業務を必須業務化し、放送と同様の効用が得られる業務を行うというときに、放送法の規律がネット活用業務にも及ぶのかという議論になる。この点についてはWGでもさらに議論する必要があるが、放送法と同様の規律がネット活用業務にもかかるとした場合に、NHKが業務を行う上で支障があるか否かを教えてほしい。	【執行部】 放送は時系列的に提供していくものであり、提供の態様がネットとは異なるほか、通信と放送の必然的な技術的差異もある。そのため、形式的に規律をかけるのではなく、自律的に、実質的に、公平性確保・多角的論点提示等の確保が行えるようにして頂ければと考える。
28	山本主査代理	質問 現行の費用上限は、本来必須業務を行うものを削ってネット活用業務を行うことから設けられているものだが、競争を阻害しないために費用上限を維持することも考えられるところ、仮に必須業務化した場合でも今と同じ程度の費用上限がある場合に、何か支障はあるか。	【執行部】 現在の国際放送や音声波等と同様、一定の費用上限は定まるものと考えており、その意味では、一定の上限はあり得ると考える。ただし、曾我部構成員ご指摘のように、枠組みが変化することで、費用を構成する要素も変化と想定されることから、適合させううえで判断する必要があると考える。ただし、全体として、現在規模から増加していくような認識は持っていない。
29	山本主査代理	質問 資料p22の負担の在り方について、基本的な考え方が示されているが、エンフォースメントも含め法的・技術的要件を考えていく必要があるとWGに投げられたと思うが、実務上留意していただきたいことがあれば伺いたい。また、BBC等の諸外国の状況を踏まえ、より積極的にこうしたほうがよいと思う点等あれば教えてほしい。	【執行部】 まさに先生方専門家にご検討いただきたいところだが、多機能端末、様々なプラットフォーム等が進化しつつ存在することから、現在の放送受信料制度とバランスの取れた内容について（持ったら即契約ということなどではなく、他方で単純な「有料課金」でもないもの）、柔軟かつ実質的な形で、規定いただければと考える。

番号	質問者	質問内容	回答内容
30	落合構成員	質問 「放送と同様の効用」については、必ずしも電波で情報を受信していた時代の放送の役割と、現代の情報が氾濫する中での放送の役割は異なっていると思うので、そもそも現在の情報空間において、メディア、放送が果たすべき意義を明らかにしつつ、さらに公共放送の役割を論じることが必要ではないか。この点、従前の放送と同じ役割を果たすことだけでなく、情報空間の中でどのように公共放送の役割が求められているのかという点は改めて整理した上で、どのような業務をNHKがインターネット利用業務に関して行うべきと考えるか、ご回答いただきたい。	【執行部】 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、NHKに一定の役割を期待していると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 そしてこの際、NHKへの期待の源は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多面的な切磋琢磨、これまで培ってきた民放との二元体制であることから、その軸を大切に、民主主義の発達に寄与していきたいと考えている次第である。
31	穴戸構成員	質問 NHK経営計画で示されることになるであろうNHKが目指すビジョンについては、紙でお示しいただきたい。	【執行部】 問27に現時点の考えを示した。経営計画は、パブリックコメント等も必須となっているものであり、しばしお待ちいただきたい。
32	穴戸構成員	質問 仮に共同規制をするにせよ、規制する側と規制される側にそれぞれインターフェースがあり、競争評価をめぐり問題等に対してきっちり評価できるものがNHKの中になければならない。諸課題の第1次とりまとめでも専門家を置くという話があったところ、現状検討状況はどうなっているのか。また、会長直下で評価組織を置くのではなく、外部に置くことも手だと思ふ。	【執行部】 (経営委員会の監督のもと)新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、NHK自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。現在、執行部には「インターネット活用業務審査・評価委員会」と呼ばれる専門委員会を置き、計画策定の前後に一定の評価を行っている。このような取り組みも参考になると思われる。)設置する位置は、ご指摘の通りさまざまあり得ると考える。
33	内山構成員	質問 現状、国内で競争している場合ではないという思いが強くなり、NHKには2040年に一番脅威となるコンペティターを誰と考えているのか。	【執行部】 この方、ということを個別に申し上げることは差し控えたい。様々なプレイヤーと切磋琢磨することが大事だと思っている。
34	三友座長	質問 「放送と同様の効用」の定義が分からない。どのようにかかるのか。そもそも、同じ効用をもたらす必要があるのか。	【執行部】 まず、経済学的な用法とも異なる抽象的な表現になったことをお詫びする。 11頁に示した通り、インターネットにおいて、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」という基本的なサービスをまとまりとして考えていることを指して、「放送と『同様の効用』」を企図したものとした次第である。 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、NHKに一定の役割を期待していると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 そしてこの際、NHKへの期待の源は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多面的な切磋琢磨、これまで培ってきた民放との二元体制であることから、その軸を大切に、民主主義の発達に寄与していきたいと考えており、このような放送由来の業務を行いたいとの意図から、「放送と『同様の効用』」という言葉を用いた。「放送と『同様の価値』の提供」を企図したものと等とも言い得ると考えている。

< 会合後の追加質問 >

番号	質問者	質問内容	回答内容
1	宍戸構成員	質問 質問32の関連。この間、経営委員会自身含めて、NHKのガバナンスに深甚な不安を覚えさせる事態が相次いでいる。特に、衛星放送同時配信費用が基準変更なく当時の執行部の稟議を経て、予算に計上され議決されていた件は、当時の執行部はもちろん、議決した経営委員会及び稟議の問題点を看過した監査委員会にも重大な責任があると考えますが、NHK執行部及び経営委員会の認識如何。	<p>【経営委員会】</p> <p>国会で承認された令和5年度NHK予算・事業計画には、実施基準等に反するBS同時配信名目の予算は含まれていないことを執行部に確認した。この旨、執行部が6/8衆議院総務委員会、6/13参議院総務委員会に説明したとおりである。経営委員会としては、このような事案は極めて遺憾である。仮に、予算に含まれているような場合は、経営委員会は執行部からの提案を受けて予算を審議するので、説明・記載されていない議案について審議することは極めて困難である。執行部には、経営委員会に議決を求める際は、丁寧で正確な説明に努めてもらうよう伝えるとともに、執行部には、再発防止に向けた対応を実施するように求めている。経営委員会としては、今後の再発防止やコンプライアンスの徹底に向けて監督していく。</p> <p>【監査委員会】</p> <p>今回の事態については監査委員会に稟議書が回覧されておらず、また報告もなかったとはいえ、監査委員会としても重く受け止めている。執行部で稟議の問題点も含め、経営意思決定のあり方などについて再発防止の検討が行われているところなので、その動向を注視し、その内容に対する監査委員会として見解を経営委員会に報告するとともに、監査委員会として必要な対応を考えていく。</p> <p>【執行部】</p> <p>(執行部側の経緯については、7日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している)</p>
2	宍戸構成員	質問 予算議決後執行までの段階で、監査委員会が執行部から独立に予算執行の問題点に気づき、それを止める契機はなかったのか。合わせて、本件が5月16日経営委員会に報告されてから同月末までNHKより公表されなかった理由は何か。	<p>【監査委員会（前段のみ）】</p> <p>今回の事態については監査委員会に稟議書が回覧されておらず、また報告もなかった。オブザーバーで出席している理事会や役員会でもそうした議論には接していなかった。4月18日に常勤監査委員に第一報の説明があり、事態を覚知した。</p> <p>【執行部（後段のみ）】</p> <p>(執行部側の経緯については、7日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している)</p>
3	宍戸構成員	質問 このように問題ある予算を議決した一件からも、現在の経営委員会及び監査委員会の体制で、NHKのインターネット活用業務について、競争評価を含む適切な監督、監査は困難と考えるが、その点についてのNHK執行部及び経営委員会の認識及び現在の改善策如何。合わせて、すでに諸課題検第二次とりまとめで提言された、専門家を経営委員会の下に置いて機能強化を図る制度整備についての経営委員会の検討状況、認識如何。	<p>【経営委員会】</p> <p>国会で承認された令和5年度NHK予算・事業計画には、実施基準等に反するBS同時配信名目の予算は含まれていないことを執行部に確認した。この旨、執行部が6/8衆議院総務委員会、6/13参議院総務委員会に説明したとおりである。仮に、予算に含まれているような場合は、経営委員会は執行部からの提案を受けて予算を審議するので、説明・記載されていない議案について審議することは極めて困難である。2019年の法改正をふまえ、2020年1月に改正した内部統制関係議決において、監査委員会は必要な専門的知識を有する外部の専門家を活用することができる旨を盛り込んだ。なお、経営委員会については、経営委員会規程により、外部の専門家を構成員とする諮問機関を設置することができると定めている。</p> <p>インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等についての評価にあたり、この分野の知見を有する専門家からの報告の内容について判断できる体制整備を検討するという課題がある。</p> <p>【監査委員会（前段のみ）】</p> <p>インターネット活用業務の評価主体の如何にかかわらず、評価の体制、プロセスと結果を注視し、必要な意見・見解を経営委員会に報告していく。</p> <p>【執行部（前段のみ）】</p> <p>執行部は、経営委員会の監督、監査委員会の監査を受ける側であり、申し上げる立場にはない。各種審議事項の審議、様々な情報交換、監査委員への適時の報告等に努めているつもりではあったが、このような事態を招き、大変申し訳ないと考えている。</p>

番号	質問者	質問内容	回答内容
4	穴戸構成員	質問 仮に必須業務化した場合のインターネット活用業務についてすら実効的な監督、監査を経営委員会ができないのであれば、経営委員会制度は存在理由を失い、その廃止ないし抜本的見直しが必要と考えるが、この点についてのNHK執行部及び経営委員会の認識如何。	【経営委員会】 仮にインターネット活用業務が必須業務になった場合、インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等についての評価にあたり、現行制度では経営委員が個別の番組へ干渉することはできないと規定されていることなどをふまえて、評価する機関の具体的な仕組み、業務を検討する必要があると認識している。 【監査委員会】 執行部で経営意思決定のあり方などについて再発防止の検討が行われているところなので、その動向を注視するとともに、その内容に対する見解を監査委員会として経営委員会に報告するなど、対応していく。 【執行部】 (執行部は監督を受ける側であり、お答えは差し控えたい)
5	落合構成員	質問 衛星放送同時配信費用の予算計上の件（以下、「本件事案」という。）についてですが、担当事業部門、担当理事、法務部、理事会、経営委員会、監査委員会が以下の各段階で、事実としてどのような関与、行動を行っていたかを伺いたい。 1 本件事案の予算計上に至るまでの検討及び稟議の経緯並びに各機関等の関与内容 2 本件事案の稟議に関する内部規程の策定、規程の必要性の検討 3 本件事案について、各機関が問題を認識した日時及び認識した経緯 3 各会議体において、本件事案発覚後のそれぞれの最初の会議で行った意見交換の内容 4 本件問題事案の調査に関する各機関の関与、指示内容 5 本件問題事案の再発防止策の策定方針策定に関する各機関等の関与、指示内容	【経営委員会】 5月16日、30日の経営委員会に執行部から報告があった。経営委員会では、再発防止策の検討を巡って、執行部と経営委員会とで議論した結果、再発防止策には、契約手続きや稟議の在り方、意思決定の仕組み、リスク管理等、業務の執行に直接係る内容を含むため、実効的な再発防止策を検討し、実行する観点から、執行部が案を作り経営委員会に諮るという結論に至った。経営委員会としては、今後の再発防止やコンプライアンスの徹底に向けて監督していく。 【監査委員会】 4月18日に常勤監査委員に第一報の報告があり、事案を覚知した。5月15日の監査委員会で事案の内容などについて説明を受けた。翌日16日の経営委員会で、この事案について監査委員会の議論の中で出された意見を報告した。主な意見は、職務権限があいまいであり明確化される必要があること、手続きの各段階で責任を持ってチェックする必要があること、設備整備の目的変更は視聴者への説明責任が果たされる形が望ましいこと、重大な意思決定がクローズなところで不透明な形でされているガバナンスや組織風土の問題、など。再発防止策については、第三者の知見も取り入れる方向で執行部で検討が行われているところなので、その動向を注視するとともに、その内容に対する監査委員会として見解を経営委員会に報告するなど、対応していく。 【執行部】 (執行部側の経緯については、7日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している)